

## 死刑執行された冤罪・飯塚事件

# 当時の新聞報道等から死刑判決を考える

2023年11月05日 清水 信之  
(飯塚事件の再審をもとめる福岡の会)

飯塚事件は、現在、福岡地裁で第二次再審請求審が審理されています。

第2次再審請求審の新証拠は、「事件当日の午前10時30分頃から11時頃、八木山バイパスで後部座席におびえた様子の娘を乗せた久間さんとは別の男が運転していた白の軽自動車を見た」という目撃証言です。

この証言は、「午前9時頃までに殺害された」とした死刑判決の認定を否定するもので、事件の根幹を覆す極めて重大な証言です。一方、事件発生直後の新聞には、判決認定の午前9時以降に娘2人を目撃した、との市民からの情報や捜査情報などが多数掲載されています。

以下、当時の報道と関係者の供述等から死刑判決について考察します。

\*新聞記事の資料は、弁護団の岩田務弁護士と「飯塚事件・福岡の会」の安倍陽子さんにご協力をいただきました。

(注) ①農協職員0女調書、森林組合T氏調書は私たちの検証で捜査官の誘導が疑われることから報道も調書作成に近い2月末で区別しました。三叉路のT氏と八丁峠のT氏は別人です。

### 1 遺体発見までの捜査の経緯

- ①2月20日午前8時45分、学校の授業が始まる時間に2人がいないのを担任が気付く、保護者に連絡。午後0時半ころ、学校から、飯塚署に捜索願がだされる。
- ②学校は4時間目で授業を打ち切り、教職員、P T A計35人で通学路を中心に捜す。飯塚署は、夜になって2人が帰っていないことから急遽全署員を招集。100人体制で聞き込み。(以上読売新聞2/22)
- ③20日は、警察、消防関係者ら約200人で捜索、21日は、1,000人規模に増やした。
- ④しかし、2人の足取りについて有力情報が得られず、21日午後4時、公開捜査に踏み切り、2人の写真の入ったポスターを市内の商店街など広範囲に配布した。  
(以上朝日新聞2/22)
- ⑤21日午後4時55分 2人の遺体発見 (各紙)

### 2 娘目撃に関する報道(2月29日まで)

#### (1) 20日午前9時(判決の死亡推定時刻)頃まで(時系列)

- ①午前7時40分 友達3人で自宅を出て、学校に向かう。Aちゃんが「学校にいきたくない」と言い、Bちゃんも同調したのでC子は先に行く。
- ②同8時08分 2人の自宅から約300m離れた所の交通整理の男性が先に歩いていった1人を目撃。「今日は一人ね」と声をかける。(22日西日本朝刊)
- ③同8時10分直後、近所の人々が横断地点の手前で、Aちゃんが泣き、Bちゃんがなだめているところを目撃。(23日読売朝刊)
- ④同8時20分ごろには、同地点の100m前で、同8時30分には、学校の300m手前の三叉

路を、学校とは逆の方に歩いて行くのをそれぞれ別の人が見ていたことがわかった。(23日読売朝刊)

- ⑤午前8時半 学校から約300m離れた場所で2人が歩いているのを農協職員が目撃  
(22日西日本朝刊)
  - ⑥同8時30分 通学路からはずれた学校近くの県道を学校と反対側に歩いている  
2人を農協女子職員が目撃 (22日読売朝刊)
  - ⑦同8時半 次に2人が目撃されたのは約30分後の午前8時半ごろ、飯塚市農協潤野  
支所前を歩いていた2人を農協職員が覚えていた (22日毎日朝刊)
  - ⑧同8時半ころ 潤野小から約400m離れた飯塚市農協潤野出張所近くの路上にいた  
のは確認されている。 (27日西日本朝刊)
  - ⑨同8時半ころ 潤野小から400m手前の飯塚市農協潤野出張所前で面識ある農協職  
員を見た。(27日朝日朝刊)
  - ⑩同9時ごろ、2人が学校と反対側に向かっているのを近所の人が見ている。  
(21日読売夕刊)
  - ⑪同9時ごろ 潤野小まで100mの地点にランドセルを背負った2人がいたところを  
タクシーで通りかかった女性が目撃 (28日読売朝刊)
- \*学校近くの農協出張所前の路上で目撃されたのが最後の「確定情報」(捜査本部)  
(27日毎日朝刊)

## (2) 20日午前9時(判決の死亡推定時刻)頃以降(時系列)

- ★第二次再審 新証言 午前10時半～11時 八木山バイパスの車中に2人を目撃
- ①20日午前11時前後 夜須高原でホンダ車の後部座席に女の子が2人乗っていた  
のを複数の人が目撃していた。(28日西日本)
  - ②午後1時30分 学校から約2,5k離れた飯塚市本町の商店街の書店(朋文堂)で、2  
人が店入り口で犬をなでていたのを店員が目撃 (22日各紙)
  - ③午後2時 同商店街のおもちゃ屋(えびすや)で2人がキリンの縫いぐるみを見  
ながら「しっぽに鈴がついているでしょ。かわいいね」と階段にしゃ  
がんで話しているのを店員が目撃。(22日西日本朝刊)
  - ④午後2時 近くのおもちゃ店で、店員が「私、キリンのぬいぐるみを持って  
いるよ」と話す2人の女兒を見ている。(22日読売朝刊)  
\*捜査の結果、Aちゃんの部屋でキリンのぬいぐるみが見つかり、Bちゃんとの  
2人だったと断定した。(22日読売朝刊)  
\*捜査員によって得られた目撃証言は計8件。そのうち、服装、ランドセル  
の有無、髪型などから女兒2人と一致したのは2件。(22日読売朝刊)
  - ⑤午後2時半 同商店街から2人が出ていくのをトラックの運転手が目撃
  - ⑥午後2時半ごろ 川津の国道201号交差点で、八木山方面から飯塚市内に向かう白  
い車の後部座席に黄色の服を着て、赤いランドセルを持った女の子が座って  
いるのを目撃。Aちゃんの服装とランドセルと一致している。(27日西日本)
  - ⑦午後4時半ごろ 潤野小から南東へ約800mの穂波町小正(おぼさ)の町道交差点  
付近で、白色ハッチバック式軽四輪か1000cc程度の小型車の後部座席に小学  
1年生くらいの女兒と窓越しに目があつた。怯えたような表情、Bちゃんに  
似ている。潤野方面から国道200号方面に走り去った (27日読売)
  - ⑧午後6時45分 潤野小近くの嘉穂高校付近に2人がいたとの情報  
(22日西日本朝刊) (24日読売夕刊)

☆潤野地区と商店街の間で目撃者がいないことと併せ商店街の目撃情報については、捜査本部でも意見が分かれています。(28日読売夕刊)

### 3 参考 女児目撃に関する報道(3月1日以降)

★判決が採用している農協職員O女の供述調書(員面)は3月2日付

★T氏の八丁峠目撃供述(員面)は3月2日からはじまり3月9日完成

- ①これまで220件を超える情報が寄せられているが、事件解決の手掛かりは依然つかめず、2人の拉致現場・時間、殺害場所も特定できていない。(3月4日西日本)
- ②女児殺害事件は5日、発生から2週間を迎えた。これまでの調べで、犯人は潤野小付近で2人を含む複数の女児に声をかけ、言葉巧みに2人を白い自動車に乗せて、夜須高原方面まで連れ去った。との見方が固まりつつあるが、犯人に直結する物証や目撃情報が乏しく、捜査は長期化する様相を見せ始めている
- ③20日午前7時50分、2人の自宅から約500m離れたペットショップ前で、白い車に乗った男が、別の女児3人にしつこく声をかけていた。
- ④これ以降、「白い車に女児2人が乗っていた」との情報が数多く寄せられている。
- ⑤白い車を追う捜査陣が最も注目しているのが夜須高原。20日午前11時ごろ、助手席に女児2人を乗せた白っぽい車が目撃され、正午過ぎには、全国植樹祭会場近くで、性別は不明ながら小学生とみられる子ども2人が遊ぶ姿を車で通りかかった人が見かけている。(以上3月5日西日本夕刊)
- ⑥8時半ころには、学校まで約400mの三叉路で、近くの農協女子職員が「なにかぐずぐずしている感じの2人」を見た。(3月19日読売朝刊)
- ⑦8時半ころ、学校近くの路上で農協職員に目撃された直後、2人の足取りは一時消える。ここから先は、約5mにわたって、両側に住宅のブロック塀や石垣がのびている。当時、塀が途切れる付近で造園業者ら数人が作業していたが、2人を見かけていないという(3月20日朝日朝刊)
- ⑧午前8時半すぎ 潤野小校区に隣接する穂波町若菜小校区のT字路で停車中の女性が、前方を大型でやや古いタイプの黒色乗用車が横切った。中年の男性が運転、後部座席に乗った女児をしっかりとらえ、女児たちは窓にへばりつくようにしており、助けを求めているようにも見えた。
- ⑨午前9時ごろ 潤野地区で紺色ワゴン車に女児2人がおびえた様子で乗っているのを、女性商店主が見たといい、後輪がダブルタイヤだったという。筑豊地区約1600台に絞って捜査中。
- ⑩21日(20日か?) 昼 遺体発見現場から約3km飯塚市よりの所持品遺棄現場の国道322号線わきに止まっている紺色ワゴン車を目撃、女児は見なかった。  
(以上4月20日読売新聞)

## 考察 その1

### \*事件直後の目撃情報はすべて間違っていたのでしょうか？

#### 1 死亡推定の午前9時以降の目撃報道

◇判決は、「(女児2人は)午前9時ころまでに殺害された」と認定しています。

- ①午前9時ごろ 潤野小まで100mの地点にランドセルを背負った2人がいたところをタクシーで通りかかった女性が目撃
- ②同10時半～11時頃 ★第2次再審 新証言 八木山バイパスの車中に2人を目撃
- ③同11時前後 夜須高原でホンダ車の後部座席に女の子が2人乗っていたのを複数の人が目撃していた。  
\* 白い車を追う捜査陣が最も注目しているのが夜須高原
- ④午後1時30分 学校から約2,5k離れた飯塚市本町の商店街の書店(朋文堂)で、2人が店入り口で犬をなでていたのを店員が目撃
- ⑤同2時 同商店街のおもちゃ屋(えびすや)で2人がキリンの縫いぐるみを見ながら「しっぽに鈴がついているでしょ。かわいいね」と階段にしゃがんで話しているのを店員が目撃。店員が「私、キリンのぬいぐるみを持っているよ」と話す2人の女兒を見ている。  
\* 捜査の結果、Aちゃんの部屋でキリンのぬいぐるみが見つり、Bちゃんとの2人だったと断定した。  
\* 捜査員によって得られた目撃証言は計8件。そのうち、服装、ランドセルの有無、髪型などから女兒2人と一致したのは2件。
- ⑥同2時半 同商店街から2人が出ていくのをトラックの運転手が目撃
- ⑦同2時半ごろ 川津の国道201号交差点で、八木山方面から飯塚市内に向かう白い車の後部座席に黄色の服を着て、赤いランドセルを持った女の子が座っているのを目撃。Aちゃんの服装とランドセルが一致している。
- ⑧同4時半ごろ 潤野小から南東へ約800mの穂波町小正(おばさ)の町道交差点付近で、白色ハッチバック式軽四輪か1000cc程度の小型車の後部座席に小学1年生くらいの女兒と窓越しに目があつた。怯えたような表情、Bちゃんに似ている。
- ⑨同6時45分 潤野小近くの嘉穂高校付近に2人がいたところを目撃

## 2 判決の殺害時刻(午前9時～9時半)以降も2人は生存していた?

以上から考察すると、判決の殺害時刻(午前9時～9時半)以降も2人が生存しているところを目撃した人は、②以下、少なくとも8人以上(夜須高原の目撃者は複数人)いたことがわかります。中には勘違いや間違いの情報もあると思われませんが、事件直後の情報であり、なかには捜査員によって確認された、服装、ランドセルの有無、髪型などから女兒2人と一致した情報も2件あり、また、捜査陣が最も注目していた夜須高原で、助手席に女兒2人を乗せた白っぽい車の目撃情報など午前9時以降も2人が生存していた可能性が高い情報が寄せられています。

判決は結果として、これら事件の根幹にかかわる殺害時間に関連する市民の目撃情報をすべて無視(虚偽と)しています。事件直後に寄せられた目撃情報のすべてが虚偽情報だったのでしょうか?大きな疑問が残ります。

当時の新聞報道から判決の「午前9時(高裁9時半)まで殺害」の認定に疑問が生まれます。判決は、石山鑑定を根拠に死亡推定時間を認定していますが、その鑑定にも疑問が生まれてきます。

早期解決をもとめる市民からの情報は2月27日までに約100件(27日読売新聞)を超していました。検察は初期捜査記録などの証拠を開示すべきです。

## 考察 その2

### \* 女児最後の目撃場所は判決の三叉路北側ではなく南側？

◇判決は、女児2人は、三叉路で目撃された後、三叉路を北側（自宅方向）に向かい、その途中に誘拐された、と認定。その後に三叉路を通過したマツダボンゴ車の目撃供述を採用して、それが久間さんの車だと認定しています。

- 1 新聞報道（前記1（1）20日午前9時ころまで（時系列））では、O女が三叉路で目撃した8時30分以降に三叉路の北側での目撃報道は1件もありません。
- 2 事件当時三叉路付近には、女児を目撃した農協職員O女とO女の後に三叉路を通過したK女、付近のW宅に造園作業にきたI氏、I氏と8時30分にユニック車を借りるために南側から三叉路の手前にきたT氏とF氏の5人がいました。
- 3 判決が採用したO女供述（員面3/2、検面94, 10/22）
  - ・スズキセルボで農協に出勤途中、8時30分前（2～3分前）に三叉路東側7～8mの所に停車し化粧をはじめた。すると北側から女児2人が三叉路に入ってきた。8時30分頃、三叉路を経由して農協へ向かう。途中、女児2人は三叉路から20m位を南側に歩いていたら左側によけた。道路右側に2台（T車I車）駐車しており、県道手前の橋付近に運転手（判決はFと認定）が乗っている車と離合した。農協の駐車場で化粧道具の片づけ中にK女が駐車した。
- 4 5人の供述から、O女が三叉路を通過する時、女児2人は三叉路から南側20mくらいの所を歩いたこと、右側にT車が駐車していたこと、県道手前の橋付近でF車と離合したこと、F車は離合後T車の後ろに停めたこと、そこへK女車が離合したこと、I氏は道路端でT氏を出迎えたこと、が確認できます。
- 5 5人の供述をもとにした弁護団の再現実験の結果は、O女が三叉路を通過する同時刻に三叉路の手前に駐車したT氏と道路端で出迎えたI氏は当然目撃していなければならない。また、O女と離合後数秒でT車の後に停車したF氏も南側から、三叉路を通過しF車と離合したK女は三叉路に入る手前で目撃ができることが解明されました。しかし、4人とも「目撃していない」と供述しています。
- 6 弁護団は、現場再現検証によって女児最後の目撃場所（誘拐発生場所）の根拠となっている農協職員O女供述には信用性がない、と意見書を提出しています。
- 7 O女以外の4人の「女児2人は目撃していない」という供述と造園業I氏の、「2月20日午前8時20分ころ、市道に車（三菱デリカ）をとめた。その時、C子を見て声をかけた。その後、W方で作業してTと約束していた8時30分頃に県道を見ると、農協を過ぎたところをT車が走っていた。市道に出てT車を出迎えた。それから8時40分過ぎまでいたがO女のスズキセルボードも女児2人も見ていない。」という供述は、取調べから法廷証言まで一貫しています。

### \* 女児2人は8時20分～30分の間に誘拐されていた？

以上から考察すると

- ①三叉路から北側での女児目撃報道は1件もありません。すべて南側です。
- ②T氏とI氏が、三叉路南側に到着する前に女児が北側に行った可能性は5人の供述からは出てきません。
- ③5人の供述から、女児2人が最後に目撃された場所は、三叉路南側20m地点となり、O女以外の4人が三叉路を見通せる地点に到着する8時30分過ぎまでに

その地点付近から誘拐された可能性が高いこととなります。

- ④ I氏がO女のズキセルボモードと女兒2人を三叉路から市道、県道の間を目撃できない時間帯は、W宅で作業していた8時20分～8時30分の間です。
- ⑤ K女が8時30分過ぎころ市道でF車と離合し通過したのは、T氏もI氏も目撃しており、K女が農協駐車場に着いたのは8時30分過ぎとなります。
- ⑥ I氏がO女車を目撃できない時間帯とK女供述からO女は8時30分前には農協駐車場にいたと考えられます。
- ⑦ I氏と8時30分に約束していたT氏は、8時30分ころ潤野橋側から県道を西進し、農協前を通過後に右折して三叉路に向かう市道に入りI車の前に駐車した。また、T車のすぐ後ろから来たF氏はT車の後ろに停車し、三叉路から南側に向かうK女車と離合した。T氏もF氏もK女も県道、市道、三叉路で女兒を目撃していません。
- ⑧ これらから、O女が2月20日出勤途中に2人の女兒を目撃していたとすれば、その目撃場所は、三叉路より南側で8時30分以前となり、それが最後の目撃とすれば、2人は8時20分～30分の間三叉路より南側で誘拐された、と考えられます。

★ I氏は、K女車通過後に三叉路側から「紺色後輪ダブルタイヤのマツダボンゴ車が通過した」と供述・証言している。（判決が採用した証言は変遷し、地裁証言前に当該車を見せられており信用できない）この供述・証言が久間さんと事件をつないでいますが、仮に、この供述が信用できるとしても、その目撃時間は8時35分以降であり、女兒2人はすでに誘拐されていた可能性がたかく、久間さんと事件の関連はでてきません。

## 考察 その3

### \*T氏が八丁峠で目撃した時間には事件は発生していなかった？

(1) 考察1で、第2次再審の新証言や10件を超える目撃情報から、女兒2人は午前11時以降も生存していた可能性があることを考察しました。

① これは、T氏が八丁峠で不審車両と男性を目撃した午前11時頃には、事件はまだ発生していないことを意味しています。仮にT氏目撃が信用できるとしても、その時間、そこには女兒の遺留品はまだなく、事件とは無関係の場所となります。

(2) 当時の新聞報道

① 20日午後4時ごろ 遺体や所持品が見つかった八丁峠から秋月地区にかけて、峠の路肩に白色乗用車が駐車していたのを通行人が目撃 (24日西日本)

② 20日夕から夜にかけて、遺棄現場から1,5kmの秋月地区の国道322号近くの路上で「不審な車を見た」という情報を得た。黒のトヨタクラウン。 (23日西日本)

③ 同日夜から深夜の間 秋月地区の国道わき道で白色乗用車を約10人が目撃していた。そばに40歳前後の男性が立っていた。このときトランクは閉まっていたが、7,8分後には開いていた、という。 (2月24日西日本) (27日毎日)

④ 21日午前0時～ 甘木市の国道沿いで白い乗用車を複数の地元住民が目撃 (24日西日本) 不審な白色の軽乗用車や白い乗用車に関する情報多数 (24日読売)

\* 遺棄現場に近い秋月地区で、白い乗用車の目撃が多い。紺色車はありません。

### (3) 森林組合の人たちが通報をしなかったのは目撃場所が違うから？

- ① T氏は、3月2日の供述調書で「八丁峠の頂上付近で紺色ワゴン車に乗り降りしている男を見た」と供述しています。詳しい調書全体は3月9日付
- ② T氏の職場の同僚のA氏供述調書要旨（5月28日付）

「2月21日夕方、残業中にラジオで八丁峠の遺体発見の放送があり、Tが2月20日午前11時ころに古処林道より上の方で駐車している車と運転手を見た。車はダブルタイヤだった、と話した。しかし、遺体遺棄したのは夜しか考えられないので、Tが昼に目撃した車は事件とは関係ない、と話をした。」
- ③ 森林組合には数人の職員がおり、現場作業員もいます。これらからT氏の見撃情報は、3月2日までは森林組合の職員や現場作業員など10人前後は知っていたと考えられます。しかし、誰も警察に通報していないのは何故なのか？
- ④ 例え、報道と車体の色が違っていても、犯行は夜しか考えられなくても、その場所は21日には犯行現場（遺留品投棄現場）となっています。
- ⑤ 現場は、自分たちが維持・管理する山林であり、日常使用する大事な道路です。その道路脇から少女の死体や遺留品が発見されているのです。
- ⑥ マスコミは連日報道し、2月25日頃からは捜査の行詰りを報道していました。
- ⑦ しかも、5月には同じ山地の夜須高原に天皇を迎えた植樹祭という組合にとって一大行事を控えており、当時すでにその準備に入っていました。
- ⑧ 一方、T氏は、法廷で「事件に関係あると思ってA氏らに話した」と証言(96, 9, 6)しています。しかし、3月2日までの10日間も、誰一人警察に通報しなかったのはなぜなのか？その理由は？大きな疑問です。
- ⑨ さらに、T氏は現場を案内するのに、目撃現場の200m下のキャンプ場事務所から頂上までを3往復した後、現地を特定した、と供述しています。
- ⑩ 普段仕事で通いなれた道路で、しかも目撃した男と車については、詳細な記憶が残っているのに犯行現場になった場所は忘れていた。さらに、重大事故につながる危険運転で「振り返り」（私たちの現地調査による）ダブルタイヤを確認した場所なのに、なぜ3往復もしなければ特定できなかつたのか疑問？

★ T氏が目撃した場所は、本件とは全く関係のない別の場所で同僚職員も事件とは関係ない場所、と納得していた場所だった？ だから、連日のマスコミ報道にもかかわらず森林組合の人たちは、本人も含め誰も警察に通報しなかったのでは？

T氏の見撃場所は、3月2日付供述調書の「頂上付近」か？

T氏供述は誘導されたもの？

### お願い

飯塚事件に関する情報を弁護団にお寄せください

飯塚事件弁護団 岩田務弁護士 TEL 092-711-9955

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

〒810-0041 福岡市中央区大名 2-2-5 1-403 TEL, fax 092-713-0144

Eメール [iizukajiken\\_saishin@yahoo.co.jp](mailto:iizukajiken_saishin@yahoo.co.jp)

HP <https://www.iizuka-saishin.net>



## ◆ 捜査に関する報道（4月20日まで 報道日時順 ★は報道なし）

①★21日 木村さん 20日午前11時頃、八木山バイパスで女兒2人を乗せた白い軽自動車」を目撃したことを警察に通報 第2次再審請求の新証拠

②22日 3年前の愛子ちゃん事件とのかかわりを重視、愛子ちゃん事件の不審者150人のうち、飯塚市や福岡市東区、宗像市内等に住む10人程度の変質者をリストアップし、本件殺害当時のアリバイなどを調べたい（捜査本部幹部）としている。（西日本他各紙）

③24日 捜査本部は、遺体はかなりの時間放置されていたと断定。殺害現場は遺体発見現場や遺留品発見現場と別の場所とみている。

殺害現場が、人目につかない山林内などであれば、わざわざ遺体を国道322号線沿いの山林まで運ぶ必然性が薄いため、屋内か比較的開けた場所の可能性もあるとしている。（毎日）

★25日 捜査員が久間さん宅訪問 事件当時のアリバイ等聞き込み

④26日 2人は20日午前8時30分頃、潤野小学校の300m手前で目撃されたのを最後に、一度消息を絶つ。その後、2人が再び姿を見せるのは、東へ約3km離れた市の繁華街、本町商店街の書店と玩具店で午後1時40分から2時にかけて、いずれも女性従業員が目撃した。大量の捜査員を動員して、2つの地点を結ぶ沿線で聞き込みを続けているが、この約5時間の目撃情報がほとんどなく、足取りがまったくつかめていない。

死体は、嘉徳町と甘木市の境から4.5kmの国道322号線沿いの雑木林に捨てられていた。道路からわずか5、6m下の斜面で、第一発見者が「まさかこんなところに死体があるとは思わず、マネキンだと疑わなかった」という捨て方だった。隠蔽工作の後がほとんど見られない。捜査員も「隠す余裕がなく慌てていたのか、ただ単に大胆で粗雑なだけなのか」と首をひねる。（読売）

★26日か27日ころ 警察が木村さんから事情聴取 自動車は紺色ではなかったか？ と質問する。

◆捜査本部（飯塚署）は、この頃までに愛子ちゃん事件にかかわる「不審者10人程度」の身体的情報、車の所有の有無、自動車の色等の情報を把握していた？  
・久間さんも10人の中の1人にされ、車の色や特徴と毎朝三叉路付近を通ることを警察はすでに知っていた。？

④27日 県警は遺体発見翌日から連日430人の捜査員を動員、これまで延べ約2500人を投入した。聞き込みでは、飯塚市内の約29,000世帯を対象にローラー作戦を行っているほか、周辺市町にも対象を広げている。市内7カ所、遺棄現場への道路沿い5カ所で定時検問を実施。これまで約100件を超える情報が寄せられているが、直接犯人に結び付くものはない（読売夕刊）

★3月2日付け 農協職員〇女 2人の女兒目撃について検面調書

★3月2日 捜査本部、八丁峠遺留品投棄現場目撃者T氏聴取

⑤3月4日 220件を超える情報が寄せられているが、事件解決の手掛かりは依然つかめず、2人の拉致現場・時間・殺害場所も特定できていない。（西日本）

★3月4日 T氏、捜査員を目撃現場に案内

\*3月4日付捜査報告書には、不審車両として27型式あるマツダボンゴ車のなかから久間車と同型を含め4車種のみを型式番号を記載していた。

- ⑥3月5日 白い車を追う捜査陣が最も注目しているのが夜須高原。20日午前11時ごろ、助手席に女兒2人を乗せた白っぽい車が目撃され (西日本)
- ★3月7日 捜査員 (甘木署)、久間さん宅へ久間車を下見
- ★3月9日 T氏の員面調書完成
- ⑦3月13日 延べ9,000人の捜査員を投入し聞き込み、市民から300件近い情報が寄せられた。①20日午前8時頃、2人と同じ通学路で乗用車の男が女兒3人に声をかけるのを見た。②同11時頃、夜須高原で女兒2人を乗せた車を見た、との情報に捜査本部は注目、事件との関連を調べている。
- ★3月14日、16日、18日、甘木署は久間さんを任意で事情聴取する
- ★3月20日 甘木署 久間さんのポリグラフ検査、久間さん、毛髪5本任意提出
- ☆4月2日 警察庁松尾好将広域捜査指導室長 現場を視察
- ☆4月8日 警察庁国松孝次刑事局長 飯塚署、八丁峠を視察
- ⑧4月20日 福岡県警捜査一課と飯塚、甘木署の捜査本部は19日までに通学路近くと所持品の遺棄現場で不審な黒色乗用車と紺色ワゴン車の新たな目撃情報をつかんだ。
- ・黒色乗用車が目撃されたのは、20日午前8時半すぎ 潤野小校区に隣接する穂波町若菜小校区のT字路で停車中の女性が、前方を大型でやや古いタイプの黒色乗用車が横切った。中年の男性が運転、後部座席に乗った女兒をしっかりとつけ、女兒たちは窓にへばりつくようにしており、助けを求めているようにも見えた。
  - ・紺色ワゴン車を見たという情報は潤野地区と甘木市のランドセルなどの遺棄現場の2カ所。潤野地区では20日午前9時ごろ、女兒2人がおびえた様子で乗っているのを、女性店主が見たといい、後輪がダブルタイヤだったという。筑豊地区の約1600台に絞って捜査中。
  - ・甘木市では、21日昼、遺体発見現場から約3キロ飯塚市よりの所持品遺棄現場の国道322号線わきにとまっているのを、車で通りかかった人が目撃、女兒はみなかったという。(以上読売新聞)
- ⑨5月25日 捜査本部 八丁峠でT氏供述の実況見分
- ⑩6月19日 科警研久間さんの血液型、DNA型鑑定 (MCT118型) 終了
- ⑪9月26日 久間さん車を下取りに出す。県警が直ちに押収 10月にT氏やI氏、F氏に現認させる。

## ◆ 事件発生直後の新聞報道と判決認定の相違

- 1、女兒の最後の目撃地点 農協付近の県道と和田方三叉路
- 2、最後の目撃時間 8時27分頃と8時30分頃
- 3、八丁峠の土地勘 国道322号線沿いのわずか5,6m下の斜面に捨てられていた
- 4、隠蔽工作 捜査員も「隠す余裕がなく慌てていたのか、ただ単に大胆で粗雑なだけなのか」と首をひねる。
- 5、殺害時間 判決の午前9時以降も生存していた多数の目撃情報

飯塚事件の救援運動の中で考えさせられていること

2023, 11, 05 清水信之

1948年に最高裁は「一人の生命は、全地球より重い」と言ったそうです。それから75年、全地球より重いはずの生命や人権を奪う冤罪事件を日本の司法は作り続けています。人の命を奪う権利は誰にもありません。

飯塚事件の死刑判決を読み、犯罪事実の証明がひとかけらもない死刑判決で死刑が執行された事実直面して、恐怖感が襲ってきました。飯塚事件は恐怖裁判です。

この判決を後世に残すことはできない、と強く思いました。再審で飯塚事件の真実を明らかにすることは、この判決を出した社会の責任でもあると考えます。

最高裁は、合理的疑いを超えた有罪判決について、「通常人ならばだれでも疑いをさしはさまない程度に真実らしいとの確信を得させるもので足りる。」(1958年8月5日)といっています。

有罪判決が「合理的疑いを超えて証明されている」ことの最終確認者は、裁判官ではありません。検察官でも弁護士でもありません。それは主権者である国民だと考えます。

判決は、裁判官の個人的な推測や論文の発表の場ではありません。推測を立てるのであれば、裁判で明らかにされた客観的、科学的、社会的証拠によって推測を事実で証明しなければなりません。証明に疑問が残れば無罪判決が鉄則です。

飯塚事件では、この鉄則がまもられていません。再審で鉄則による裁判・判決が必要です。それは司法だけではなく社会の責任でもあると考えます。

刑事裁判では、裁判官、検察官、弁護士が適正かつ客観的、科学的な証拠と専門的知見をもとにそれぞれの立場から事件の真実を明らかにする真摯な努力を尽くし、その結果を裁判官の責任で判決にまとめるもの、と考えます。

その裁判記録と判決は、社会的、歴史的事実を公正に記録したものであり、国民・社会の「歴史的社会的意義をもつ国民共有の財産」「歴史的公文書」になり、常に歴史的社会的検証の対象となるのは、その性格から当然だと考えます。誤った裁判記録、判決は歴史を誤らせることとなります。

再審は、歴史的社会的検証により裁判記録の誤りを正し、意義をたかめるものです。国民共有の財産をより意義あるものにするためにも再審は必要だと考えます。

## 飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-5 1-403 TEL, fax 092-713-0144

Eメール iizukajiken\_saishin@yahoo.co.jp

HP <https://www.iizuka-saishin.net>